

様式第1号(第2条関係)

三木市指定文化財指定申請書

令和元年 9月26日

三木市教育委員会 様

申請者 住所(所在地) 三木市別所町東這田51  
 (所有者等)氏名(名称) 法界寺 寺法印

三木市文化財保護条例第6条の規定により、次のものを三木市指定文化財に指定されるよう申請します。

指定の種別	有形文化財(建造物)	員数	1
名称	東播八郡總兵別所府君墓表		
所在の場所	三木市別所町東這田51		
概要	延宝6年(1678)1月17日、美囊(三木)郡内12村の里長と法界寺住持禅空素伯が建立。長文の碑文が刻まれており、赤松別所氏歴代の事績を述べ、長治の威徳を讃える内容。碑文の作者は、木下順庵の高弟で、京都在住の柳川順剛。藤原惺窩のひ孫弟子にあたる儒学者。		
指定を申請する理由	三木城主別所長治の百回忌に向けて建立された。中世が消え失せていく時代であり、墓碑に記されることによって、12村住民の思いは現在まで伝えられた。墓碑は、別所氏・三木市の歴史のみならず、播磨の歴史研究にとって重要な意義を有する史料といえる。		
その他参考となる事項			

(注)	住所(所在地)	氏名(名称)
その他の所有者等		印
		印

(注) 所有者等が、複数あるときに記入してください。



諮問第 1 号

三木市指定文化財の指定について（諮問）

三木市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、次の文化財を三木市指定文化財に指定したいので、三木市文化財保護審議会に諮問します。

令和元年10月16日

三木市教育長 西 本 則 彦



- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 文化財の種別 | 有形文化財（建造物）  |
| 2 | 文化財の名称 | 東播八郡總兵別所府君墓表  |
| 3 | 文化財の所在 | 三木市別所町東這田51   |
| 4 | 所有者    | 法界寺   |
| 5 | 文化財の概要 | 延宝6年（1678）1月17日、美囊（三木）郡内12村の里長と法界寺住持禪空素伯が三木城主別所長治の百回忌に向けて建立した墓碑。長文の碑文が刻まれており、赤松別所氏歴代の事績を述べ、長治の威徳を讃える内容。碑文の作者は、木下順庵の高弟で、京都在住の柳川順剛。藤原惺窩のひ孫弟子にあたる儒学者。別所氏・三木市の歴史のみならず、播磨の歴史研究にとって重要な意義を有する史料といえる。 |